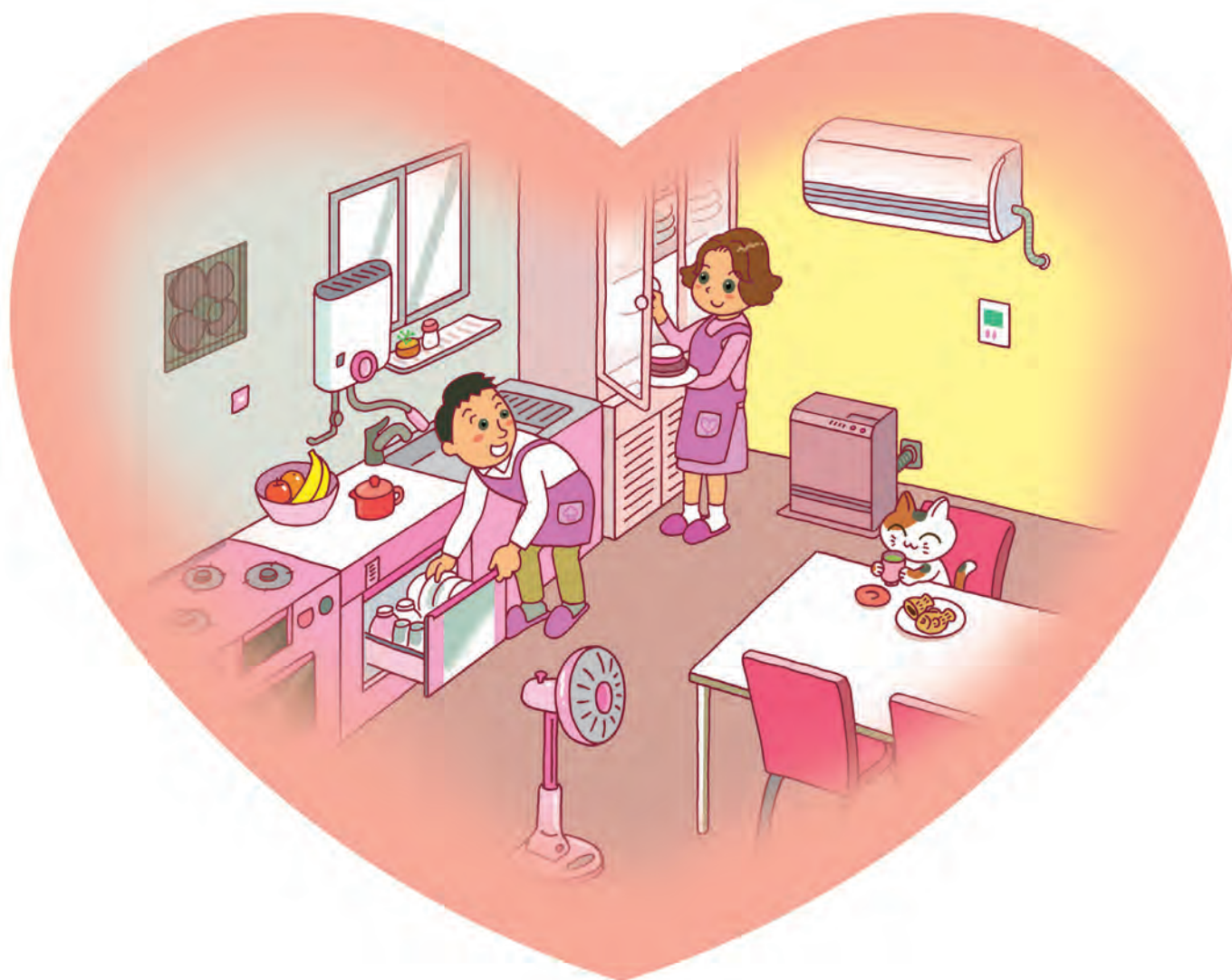


# 長期使用製品安全点検制度 長期使用製品安全表示制度



製品事故を防ぎ、長く安全に使うために——

# 目次

## I 長期使用製品安全点検制度

長期使用製品安全点検制度の概要	2
特定保守製品	2
長期使用製品安全点検制度の概念図	3

### 製造・輸入事業者(特定製造事業者等)の義務について 4

● 経済産業局長への事業の届出義務	4
● 設計標準使用期間および点検期間の設定義務	4
● 製品への表示義務	4
● 製品への書面および所有者票の添付義務	5
● 製品の所有者情報の管理義務	6
● 点検等の保守サポート体制の整備義務	6
● 点検通知義務および点検実施義務	7

### 販売事業者等(特定保守製品取引事業者)の義務と責務について 8

● 取得者(所有者)へ引渡し時の説明義務	8
● 所有者情報の提供の協力責務	9

### 関連事業者の責務について 10

● 所有者への情報提供の責務	10
----------------	----

### 所有者(消費者、家屋賃貸人等)の責務について 11

● 製造・輸入事業者への所有者情報の提供の責務	11
● 点検を受けるなど特定保守製品の保守の責務	12

## II 長期使用製品安全表示制度

長期使用製品安全表示制度の概要	13
長期使用製品安全表示制度における対象者とその義務について	13
表示制度の対象製品	14
製品への表示場所について	14

資料ガイド	15
-------	----

## 長期使用製品安全点検制度の概要

平成21年4月1日より施行

消費生活用製品安全法(消安法)の一部改正により創設された制度です。消費者自身による保守が難しく、経年劣化による重大事故の発生のおそれが高い9品目を「特定保守製品」とし、その製造・輸入事業者(特定製造事業者等)、販売事業者等(特定保守製品取引事業者)、関連事業者、消費者等(所有者)それぞれが適切に役割を果たして経年劣化による製品事故を防止する制度です。

長期間の使用に伴い生ずる劣化(経年劣化)により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれの多い9品目を特定保守製品として、点検制度が設けられました。

## 特定保守製品

長期使用製品安全点検制度の対象製品は以下の9品目です。

## 対象製品 (特定保守製品)



ビルトイン式電気食器洗機



浴室用電気乾燥機



石油給湯機



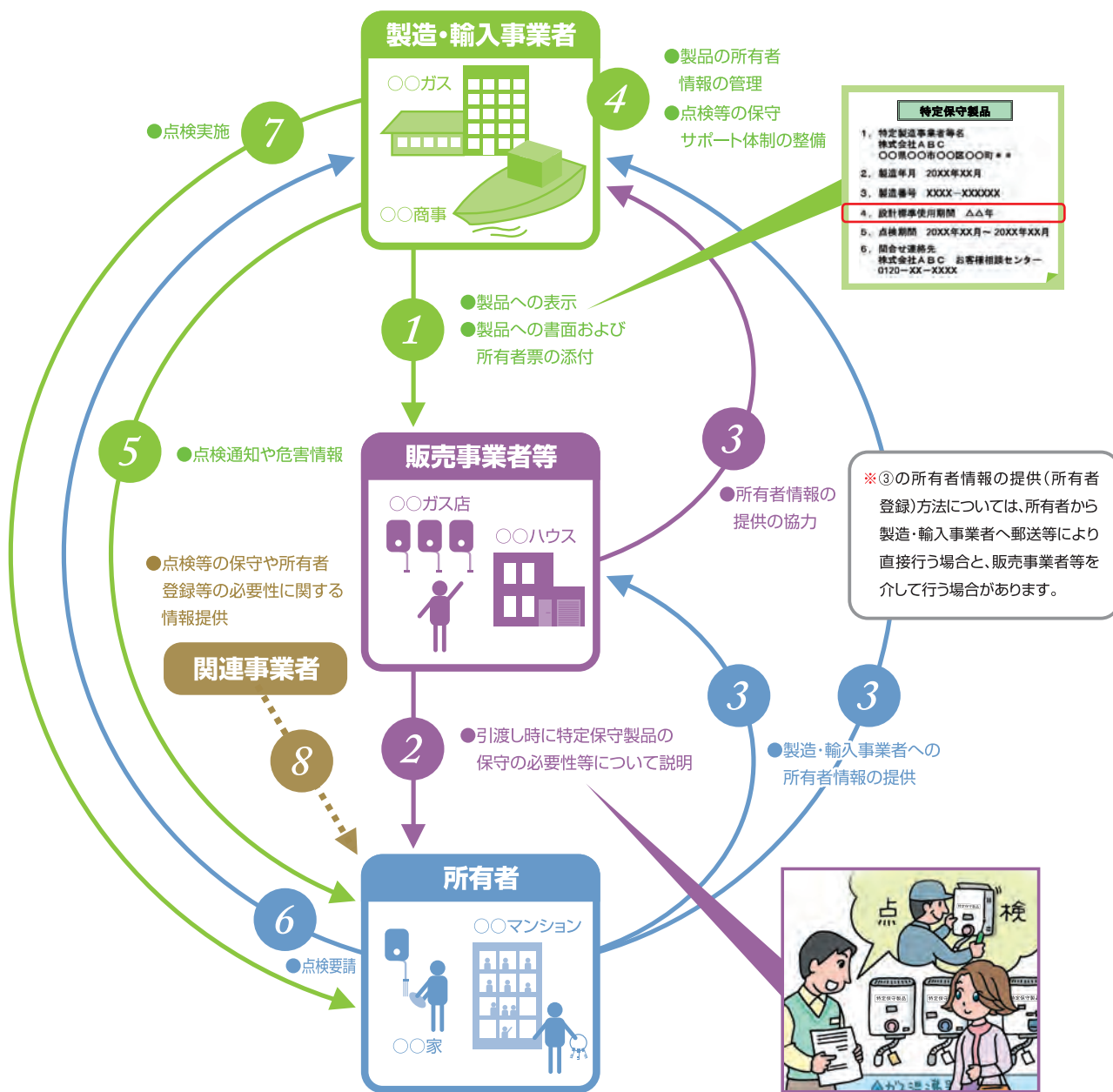
石油ふろがま



FF式石油温風暖房機

屋内式ガス瞬間湯沸器  
(都市ガス用/プロパンガス用)屋内式ガスふろがま  
(都市ガス用/プロパンガス用)

## 長期使用製品安全点検制度の概念図



### 製造・輸入事業者

- ・特定保守製品の製造事業者  
※OEM製造の場合は、原則としてブランド事業者が該当します。  
→【15頁】OEM生産品・PB品の取扱いに関するガイドライン参照
- ・特定保守製品の輸入事業者

### 関連事業者

- ・特定保守製品の取引を仲介する事業者(不動産取引仲介事業者等)
- ・特定保守製品の修理・設置事業者
- ・ガス・電気・石油供給事業者等

### 販売事業者等

- ・特定保守製品の販売事業者
- ・特定保守製品を設置している不動産の販売事業者
- ・特定保守製品を設置している建物建築請負事業者等

### 所有者

- ・特定保守製品を所有する消費者等
- ・特定保守製品の賃貸業者(家屋賃貸人等)

特定保守製品に限らず消費生活用製品の経年劣化による危害の発生の防止に資する情報を収集し、一般消費者に提供することや製品改善に活かすことが、製造、輸入または小売販売の事業者に求められます。



## 製造・輸入事業者(特定製造事業者等)の義務について

特定保守製品の製造・輸入事業者(特定製造事業者等)は、製品の所有者が行う保守をサポートする役割を担います。

また、製品を安全に使用できる目安となる設計標準使用期間や点検等の保守に関する情報を、カタログ等に掲載するなどの工夫もお願いします。



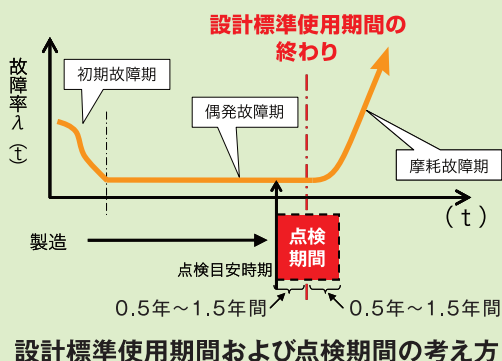
### ● 経済産業局長への事業の届出義務 ◀ 違反→直罰

- ・事業開始日から**30日以内**に届出してください。
- ・本店または主たる事務所の所在地を管轄する**経済産業局長に提出**してください。

### ● 設計標準使用期間および点検期間の設定義務 ◀ 違反→命令→罰則・併科あり

- ・標準的な使用条件\*の下で使用した場合に、経年劣化による安全上の支障がなく使用できることを科学的に確認または判断された期間として「設計標準使用期間」を設定し、それに基づく点検期間を設定してください。

※設計標準使用期間の設定に当たっては、できる限り統一した考え方で設定されることが望まれることから、それぞれの特定保守製品の標準的な使用条件について、JISが制定されています。



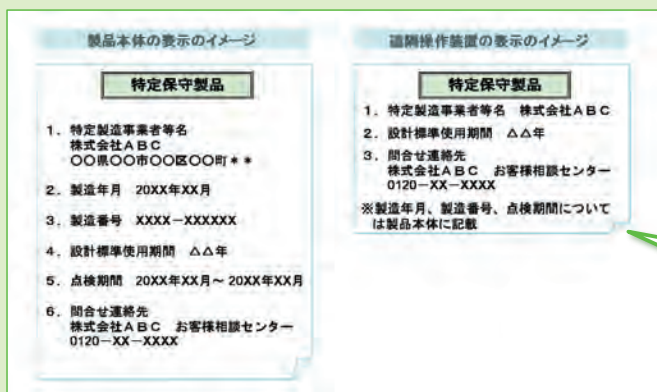
標準的な使用条件(例)

項目	条件
1. 家族構成	4人世帯
2. 使用環境	—
・ 温度 / 湿度	20℃ / 65%
・ 季節	中間期(春、秋)
・ . . .	
3. 使用条件	
・ 電源電圧 / 周波数	100V/200V / 50Hz/60Hz
・ 使用温度	40℃
・ 1日使用量	456リットル
・ 用途	洗面、台所、湯張り、シャワー
・ . . .	
4. 使用頻度	
・ 1日使用時間	8時間
・ 1年使用日数	365日
・ . . .	

### 注意

- ▶ 「点検」とは、点検基準への適合性を確認するもので、整備(修理を含む)までは含まれません。
- ▶ 「設計標準使用期間」は、無償の保証期間とは異なるものです。

### ● 製品への表示義務 ◀ 違反→命令→罰則・併科あり



- ・左図のように、設計標準使用期間などを読みやすく記載して製品の見やすい箇所に表示してください。
- ・シールによる表示の場合には、簡単にはがれないように貼付してください。

製品本体が天井や屋外に設置されるなど、表示が見えにくくなってしまった場合は、製品本体とともにリモコンなどにも表示する。



## ●製品の所有者情報の管理義務

違反→命令→罰則・併科あり

- ・所有者情報の利用目的を事前に公表してください。
- ・所有者情報の利用目的は、点検通知と保守に資する事項以外は定められず、目的外の利用は禁止です。
- ・所有者名簿を作成し、保管してください。
- ・所有者情報の漏えい、または棄損の防止等の安全管理を適切に行ってください。

→ [15頁] 個人情報の取扱いに関するガイドライン参照

### 注意

- ▶ 個人情報保護法と重なり合う部分は消安法が適用され、重なり合っていない部分は個人情報保護法が適用されます。

## ●点検等の保守サポート体制の整備義務

違反→勧告・公表→命令→罰則・併科あり

製造・輸入事業者(特定製造事業者等)は、以下の判断基準を考慮し、適切な点検等の保守のために必要な体制を整備しなければなりません。

<判断基準の項目> → [15頁] 長期使用製品安全点検・表示制度ガイドライン参照

① 点検を行う事業所の配置

② 点検料金の設定

※点検料金の設定は、点検を能率的に行った場合の適正な原価を著しく超えないように定めることが必要です。

③ 点検料金の公表・告知

④ 点検に必要な手引きの作成・管理

※管理は、第三者機関(登録検査機関等)に保管を依頼してください。

⑤ 整備に要する部品の保有

⑥ 部品の保有状況に関する情報提供

⑦ 点検期間中にあるものについての情報提供

⑧ 技術的講習の実施

⑨ 点検結果の記録

⑩ 点検結果の伝達



**平成21年4月1日(法施行日)の前に製造・輸入された  
既製品も保守サポート体制の整備義務の対象です。**

既製品の所有者から、点検の問い合わせがあった場合

部品の保有状況や点検料金等を説明したうえで、要請があれば点検を実施するようにしましょう。



## ●点検通知義務および点検実施義務

違反→命令→罰則・併科あり

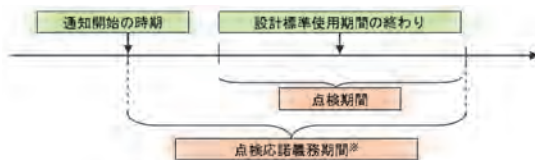
・点検期間の開始前(6月間内)に所有者名簿に登録されている所有者に、郵送や電子メール等により点検通知をしなければなりません。

### <点検通知事項>

- ① 特定保守製品につき点検を行うことが必要であること
- ② 当該通知が消安法に基づく通知であること
- ③ 所有者は点検期間中に点検を行うことが消安法上求められていること
- ④ 点検を求める場合の連絡先
- ⑤ 点検料金の内訳および金額の目安

・特定保守製品について、点検期間中に点検の実施を求められた場合は、**点検基準**<sup>\*</sup>に従い点検(有料)を実施しなければなりません。

### <点検時期の考え方>



※この期間中に要請を受けた点検は、実施しなければなりません。

## 【※点検基準とは】

- ▶ 「経済産業省関係特定保守製品に関する省令」に定められており、特定保守製品の区分毎に点検項目、点検内容が定められています。
- ▶ 点検を行ったら、右図のような書面を渡して点検結果を所有者に伝えてください。
- ▶ 点検の結果不適合となった場合には、整備(修理を含む)をして使用を継続するかどうかは、所有者の判断となりますが、継続使用や買い替えなど可能な限り選択肢を伝えてください。

→[15頁] 長期使用製品安全点検・表示制度ガイドライン参照

## 点検結果の書面(例)

お客様用		浴室用電気乾燥機 点検結果 明細表 (特定保守製品)		No. _____		
お名前		ご住所 〒		点検日 平成 年 月 日		
型式	製造番号	電話番号	製造年月	年	月	
設計標準使用期間	年	年	月	年	月	
法定点検期間	年 月	年 月	年	年	月	
判定	○ : 適合しています。 × : 不適合内容がありました。総合判定欄をご覧ください。		△ : 回復可能な不適合がありました。処置しました。(壊れなど) - : 今回の点検には該当しません。			
検査状況	チェック項目	判定	コメント	チェック項目	判定	コメント
本体外装	① 機器固定用金具の異常			■製品に電源電線を有する場合 ① 電源接続部(製品内部)変形 変色 破損 腐食 ② 屋内配線との接続部 変形 変色 腐食 腐食 破損 ③ 電源電線の被覆の損傷 破損 腐食 破損 ④ 配線に電源電線がない場合 ① 電源接続部(連結端子)変形 変色 破損 腐食 腐食 破損 ⑤ アース線の接続		
	② 製品取付ねじの緩み					
本体内部	① 熱による異常	著しい変形		① 電源電線の被覆の損傷		
	② 埃の堆積	変色 変色 破損		② 配線に電源電線がない場合		
ヒーター部	① 埃の堆積			① 配線の結束部の外れ		
	② 異物の混入			② 配線の被覆の損傷		
モーター部	① ヒーターの接続部の異常	変形		③ 接続コネクタの異常		
	① ヒーターの接続部の異常	変形				
モーター部	① モーターの接続部の異常	変形				
	② モーターの異常	変色				
配線部	① モーターの異常	回転異常				
	① 著しい変色					
内装配線	① 配線の結束部の外れ					
	② 配線の被覆の損傷					
点検結果	③ 接続コネクタの異常					
	① 動作試験	結果		① 動作試験	結果	
点検結果				② 絶縁抵抗	結果	
				*動作試験は試運転を行い、振動、異常音がないか確認すること。 *絶縁抵抗試験は1MΩ以上であること。		
<b>総合判定</b> (今回の点検による所見) <input type="checkbox"/> 適合しています。 <input type="checkbox"/> 不適合と判定します。 <input type="checkbox"/> 整備をすればご使用いただけます。 ・整備をせずにご使用すると、発火・けが等の事故に至るおそれがあります。 ・整備費用については点検者にご相談ください。 <input type="checkbox"/> ご使用を中止してください。 判定理由(コメント) ※不適合の場合、下記サービスステーションまでご連絡ください。						
社名、サービスステーション		電話番号(サービスステーション)		点検者		
				印		
※ 上記の通り点検いたしました。本表はお客様の控えですので、今回お願した事項をお守りいただき大切に保管ください。 「購入情報の扱い」について: お客様からお申し出いただいた情報は、今後の製品安全に関するお知らせのために記載内容を活用させていただく場合がございますので、ご了承ください。		点検技術料 円 出張料 円 駐車料金等 円 小計 円 消費税 円 合計 円 お客様ご確認(サイン)				
※ この点検は平成21年4月1日に改正施行される消費生活用製品安全法の点検基準に基づき、現時点での状況に関して診断したものです。 ※ 今後、法定点検期間が終了しても継続して本製品をご使用頂く場合は、こまめな点検が必要となります。 再度、点検を希望される場合には、TEL00-0000にご連絡下さい。その際、整備用部品が無いこともありますので、ご了承下さい。						



# 販売事業者等(特定保守製品取引事業者)の義務と責務について

販売事業者、不動産販売事業者および建物建築請負事業者等(特定保守製品取引事業者)\*は、製品の標準使用期間や点検等の保守について、また所有者情報の提供(登録・変更)等の必要性を説明し、所有者が制度の理解を深めるための役割を担います。

\* 特定保守製品または同製品が付属する建物の販売を行う事業者。



## ● 取得者(所有者)へ引渡し時の説明義務

違反→勧告・公表(命令・罰則なし)

- ・販売事業者等は、製品の標準使用期間や点検等の保守や所有者情報の提供(登録・変更)等の必要性を製品の取得者(所有者)に説明しなければなりません。(下図右下段参照)
- ・製品に同梱されている所有者票を取得者に示して、そこに記載されている法定説明事項を説明してください。(下図右上段参照)
- ・所有者票等に記載の設計標準使用期間について、安全に使用できる期間の目安であることや、標準使用期間が近づいたときは、異常な音や振動、においなどに注意し、異常に気付いたときは速やかに使用を中止し、点検を受けることを促してください。(下図左上参照)
- ・説明の相手は一般消費者に限りません。所有者として家屋賃貸人等の事業者もあり得ます。
- ・説明のタイミングは、引渡しを行うその時だけとは限らず、時間的に前後してもかまいません。引渡しの後に設備説明があるような場合には、設備説明のタイミングで説明することも考えられます。ただし、引渡しと時間的にかけ離れないように注意してください。

### 販売事業者等が製品取得者に説明すべき事項(例)

<b>特定保守製品</b>	
1. 製品名	XX-XXXXX
2. 特定製造事業者等名	株式会社ABC
3. 製造年月	〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町**
4. 製造番号	20XX年XX月 XXXX-XXXXXX
5. 設計標準使用期間	△△年
6. 点検期間	20XX年XX月~20XX年XX月

### 所有者票(例)

<p>特定保守製品</p> <p>1. 製品名 2. 特定製造事業者等名 3. 製造年月 4. 製造番号 5. 設計標準使用期間 6. 点検期間</p>	<p>所有者登録情報</p> <p>1. 製品名 2. 特定製造事業者等名 3. 製造年月 4. 製造番号 5. 設計標準使用期間 6. 点検期間</p>
--	---

### ■お客様へ(法定説明事項)

お買上りました製品は、平成21年4月1日施行の消費者生活製品安全法(消安法)で指定される「特定保守製品」です。この製品の所有者は、消安法上、次のことが求められています。

- ・この製品は、経年劣化により危害を及ぼすおそれがあるため、この製品の所有者は、点検期間に点検を行う(有償の法定点検)などの保守を行うことが求められています。
- ・この製品の所有者は、この所有者票を送付することなどにより、この製品の製造・輸入事業者に所有者登録することが求められています。
- ・この製品の所有者は、所有者登録の情報に基づいて、この製品の製造・輸入事業者から、点検期間の始まる時期に、法定点検の通知を受けることになります。
- ・この製品の所有者は、所有者登録の情報に変更があった場合は、変更の登録が求められます。裏面の所有者登録の連絡先又は製品に表示の連絡先に速やかに連絡をお願い致します。
- ・所有者登録のため、この製品の所有者から、この所有者票をお渡し頂くなどにより、所有者情報のご提供を受けた場合には、販売事業者は、この所有者票を返代行するなどの方法によって、この製品の製造・輸入事業者に所有者情報を速やかに提供することについて協力することになっています。

### ■販売事業者(特定保守製品取引事業者)様へ

- ・販売事業者は、消安法上、この製品をお客様に引渡す際、上記項目を説明する義務があります。
- ・販売事業者は、所有者登録のためお客様(所有者)から所有者情報の提供を受けた場合は、本所有者票の送付又は裏面の登録方法などによってこの製品の製造・輸入事業者に速やかに提供して下さい。

●所有者情報の提供の協力責務 行政処分を伴わない

- ・製品の取得者から、所有者登録のために所有者票を受け取った場合には、製造・輸入事業者(特定製造事業者等)へ情報を提供してください。
- ・情報の提供については、所有者票に記載の所有者登録の方法(下図の赤枠内参照)の代行等によって行ってください。

所有者登録の方法

この所有者票はお客様の控えとなります。  
取扱説明書とともに大切に保管して下さい。

お客様控え所有者票

■所有者登録の方法  
所有者票、インターネット、携帯電話、電話のいずれかよりご登録下さい。

- ・所有者票(返信はがき)でのご登録  
所有者票に所定事項をご記入のうえ、ミシン目で切り取って返信して下さい。  
インターネット、携帯電話、電話からご登録頂く場合は、所有者票の返信は不要です。
- ・インターネットでのご登録(各社任意事項)  
<http://www.abc.co.jp/user/>へアクセスし、画面の案内にしたがって登録して下さい。
- ・携帯電話でのご登録(各社任意事項)  
右のQRコードもしくは<http://www.abc.co.jp/user/>で携帯サイトにアクセスし、画面にしたがって登録して下さい。
- ・電話でのご登録(各社任意事項)  
㈱ABCお客様相談センター 0120-XX-XXXXへご連絡下さい。  
受付時間は平日9:00~17:00です。

■所有者登録頂いた情報は消安法、個人情報保護法及び当社規定により適切な安全対策のもとに管理し、法定点検、リコール等製品安全に関するお知らせをする場合以外には使用致しません。

■所有者登録情報の変更又は法定点検についてのお問合せは、下記連絡先又は表面の点検連絡先までご連絡下さい。ホームページでは法定点検に関するご案内をしております。  
㈱ABCお客様相談センター 0120-XX-XXXX  
㈱ABCホームページ <http://www.abc.co.jp/>

1. 製品名	XX-XXXXXX
2. 製造・輸入事業者名	株式会社ABC 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町**
3. 製造年月	20XX年XX月
4. 製造番号	XXXX-XXXXXX
5. 設計標準使用期間	△△年
6. 点検期間	20XX年XX月~20XX年XX月
7. 点検連絡先	株式会社XYZ 0120-XX-XXXX

所有者票(返信用)

お客様記入欄  
・※箇所は消安法で求められる記入必須項目です。  
・物件管理会社様へ法定点検通知を送付ご希望の場合は②も記入下さい。  
・お客様記入欄には「個人情報保護シート」を貼付してご返信下さい。

①特定保守製品所有者情報

フリガナ			
※お名前			
※法定点検通知等送付先ご住所	〒□□□-□□□□	都道府県	
	市	区郡	
	アパート・マンション名	部屋番号	号室
電話番号	-	FAX番号	-
※法定点検等通知方法	<input type="checkbox"/> 郵送による通知のみ希望 <input type="checkbox"/> E-mailによる通知のみ希望 <input type="checkbox"/> 郵送と両方希望(各社任意事項) E-mailアドレス: _____ @ _____		
次欄に製品ご使用の住所をご記入下さい。 <input type="checkbox"/> 上記住所と同じ場合は記入不要です。この場合は左記 <input type="checkbox"/> にチェックを入れて下さい。			
※製品の所在場所	〒□□□-□□□□	都道府県	
	市	区郡	
	アパート・マンション名	部屋番号	号室

次の②にご記入いただいた場合、点検通知はこちらのご住所に送付いたします。

②物件管理会社情報

法人名称			
所在地	〒□□□-□□□□	都道府県	
	市	区郡	
	建物名称		
電話番号	-	FAX番号	-

表面(お客様控え所有者票)の「お客様へ(法定説明事項)」の各項目について、販売事業者から説明を受けましたか? にチェックを入れて下さい。  
はい いいえ

所有者票に、「お名前」、「法定点検通知等送付先ご住所」、「法定点検等通知方法」、「製品の所在場所」などの必要事項が漏れなく記載されているか確認してください。



制度や標準使用期間について説明しましょう。



所有者登録に協力しましょう。

## 関連事業者の責務について

特定保守製品が付属する不動産の取引仲介事業者、特定保守製品の修理・設置事業者、ガス・電気・石油供給事業者など、特定保守製品に間接的にかかわる事業者（関連事業者）は、製品の所有者に対して、点検等の保守や所有者情報の提供（登録・変更）等の必要性を伝える役割を担います。

### ●所有者への情報提供の責務

行政処分を伴わない

長期使用製品安全点検制度が有効に機能するためには、点検通知を送付すべき所有者の情報が、常に最新の状態で管理されていることが必要です。特定保守製品の関連事業者は、特定保守製品の所有者に接する機会があることから、その機会を活用して、特定保守製品の点検や所有者情報の提供の必要性等を伝えるよう努めなければなりません。

## 《対象者とその責務の内容》

### 特定保守製品の設置事業者

特定保守製品を設置する際に、所有者に対して、点検期間中に点検を行うことが必要であることを伝えます。また、所有者情報の提供（登録・変更）をしているか、登録や変更がまだであれば、その必要性を伝えます（特に、引越に伴う移設やリフォーム工事の際）。



### 特定保守製品の修理事業者

特定保守製品の修理を依頼された際、所有者に対して、点検期間中に点検を行うことが必要であることを伝えます。また、所有者情報の提供（登録・変更）をしているか、登録や変更がまだであれば、その必要性を伝えます。



### 不動産取引仲介事業者

売主から買主に対して渡される建物の設備表に、特定保守製品の有無に関する記載欄を設けるとともに、特定保守製品の所有者は製造・輸入事業者（特定製造事業者等）に対し所有者情報の提供（登録・変更）が必要であること、点検期間中に点検を行うことが必要であることを伝えます。また、製造・輸入事業者（特定製造事業者等）への連絡先が製品に表示されていることを設備表に明記するなど、買主に特定保守製品の保守に関する情報が円滑に伝わるよう努めます。



### 都市ガス、LPガス、石油および電気の供給事業者

（保安点検・調査を保安機関に委託する場合の保安機関を含む）

エネルギー供給にかかわる保安点検・調査の結果や料金通知等を需要家（エネルギー消費者）に対して通知する際、その裏面や同時に配布するチラシ等に、特定保守製品を所有している場合には製造・輸入事業者（特定製造事業者等）へ所有者情報の提供（登録・変更）が必要であること、点検期間中に点検を行うことが必要であることを、連絡先は製品に表示されていることを記載します。また、需要家（エネルギー消費者）と対面する際に、特定保守製品の設置が分かった場合は、当該記載内容の周知を行います。









## ●点検を受けるなど特定保守製品の保守の責務

行政処分を伴わない

- ・製品の所有者は、製品に表示されている点検期間中に点検を受けてください。所有者情報の提供(登録・変更)が行われている場合は、製造・輸入事業者(特定製造事業者等)から点検通知があります。
- ・特定保守製品を賃貸住宅・アパートなどに設置・所有している家主などの事業者(家屋賃貸人等)は、借入人の安全に配慮すべき立場にあることから、特にその保守が求められます。
- ・点検を受けた場合、製造・輸入事業者(特定製造事業者等)から下図のような書面で点検結果が伝えられます。
- ・点検の結果、不適合となった場合、整備(修理を含む)をして使用を継続するかどうかは所有者の判断となりますが、詳細は製造・輸入事業者(特定製造事業者等)に相談してください。
- ・法定点検期間の終了後も継続して製品をご使用される場合は、こまめに点検を受けてください。

### 点検結果の書面(例)

お客様用		浴室用電気乾燥機 点検結果-明細表		No. _____		
お名前		ご住所 〒 _____		点検日 平成 ____年 ____月 ____日		
型名	製造番号	電話番号	製造年月	年	月	
<b>設計標準使用期間</b>	年	年	月	年	月	
<b>法定点検期間</b>	年	月	~	年	月	
判定	○ : 適合しています。 △ : 回復可能な不適合がありました。処置しました。(後継品など) × : 不適合内容がありました。総合判定欄をご覧ください。 ☆ : 今回の点検には該当しません。					
検査項目	チェック項目	判定	コメント	検査項目	判定	コメント
■ 機器固定用金具の異常	① 機器固定用金具の異常			■ 製品に電源電線が露出する場合		
② 製品取付けの緩み	② 製品取付けの緩み			① 電源接続部(製品内部)		
■ 本体外部	① 熱による異常		変形	① 電源接続部(遠隔端子)		変形
② 変色			変色			変色
③ 破損			破損			破損
■ 本体内部	① 埃の堆積			② 屋内配線との接続部		変形
② 異物の混入						変色
■ ヒーター部	① ヒーターの接続部の異常		変形	① 電源電線の保護の損傷		
			変色	■ 製品に電源電線がない場合		
■ モーター部	① モーターの接続部の異常		変形	① 電源接続部(遠隔端子)		変形
			変色			変色
② モーターの異常			回転異常			破損
						変色
■ 内部配線	① 著しい変色			② 電源電線の保護の損傷		
				■ 製品に電源電線がない場合		
② 配線の結束部の外れ				① 電源接続部(遠隔端子)		変形
③ 配線の保護の損傷						変色
④ 接続コネクタの異常						破損
						変色
						腐食
						埃の堆積
■ 点検前	① 動作試験	結果		・アース線の接続		
				① 動作試験	結果	
				② 絶縁抵抗	結果	
総合判定(今回の点検による所見)				*動作試験は試運転を行い、振動、異常音がないか確認すること。 *絶縁抵抗試験は1MΩ以上であること。		
<input type="checkbox"/> 適合しています。 <input type="checkbox"/> 不適合と判定します。 <input type="checkbox"/> 整備をすればご使用いただけます。 ・整備をせずにご使用すると、発火・けが等の事故に至るおそれがあります。 ・整備費用については点検者にご相談ください。 <input type="checkbox"/> ご使用を中止してください。 判定理由(コメント) _____				点検技術料 円 出張料 円 駐車料金等 円 小計 円 消費税 円 合計 円		
<input type="checkbox"/> 不適合の場合、下記サービスステーションまでご連絡ください。				お客様ご確認(サイン) _____		
社名、サービスステーション		電話番号(サービスステーション)		点検者 _____ 印		

#### ●点検

▶ 点検基準の適合性を確認するものであり、**整備(修理を含む)までは含まれません**。また、点検には**点検料金**※がかかります。

※点検料金は、特定製造事業者等が点検を能率的に行った場合における適正な原価を著しく超えないように定めることとされております。

#### ●設計標準使用期間

▶ 標準的な使用条件([4頁]参照)の下で使用した場合に、安全上支障なく使用することができるとして、科学的に確認または判断された期間です。

▶ **無償の保証期間とは異なるものです**。

▶ 標準的な使用条件を超える使用頻度や使用環境と異なる場合など、経年劣化を特に進める事情がある場合、この期間よりも**早期に安全上支障を生ずるおそれが多くなります**。

#### ●総合判定

▶ 総合判定で適合となった場合にも、点検はこまめに受けてください。

▶ 総合判定の結果をもとに、修理をするか、そのまま使うか、買い替えるかは、ご自分の責任で検討してください。

### 平成21年4月1日(法施行日)前に製造・輸入された特定保守製品(既販品)の点検等の保守について

- ▶ 製造・輸入事業者は、既販品を含め、特定保守製品の点検等の保守体制を整備することとしております。
- ▶ 製品を長期にわたり使用している場合は、注意してご使用いただくとともに、安全上、点検することをお勧めします。点検の際には製造・輸入事業者(特定製造事業者等)にご連絡ください。また、製品に異常があれば速やかに使用を中止してください。
- ▶ 製造・輸入事業者(特定製造事業者等)は、点検することが望ましい時期が到来した製品について、ホームページ等により情報提供することとしておりますので、ご参照ください。

## 長期使用製品安全表示制度の概要

平成21年4月1日より施行

電気用品の技術上の基準を定める省令の一部改正により創設された制度です。点検を実施するほどではないものの、長期にわたり使用されるため、消費者等に長期使用時の注意喚起を促す表示を義務付けています。

経年劣化による重大事故発生率は高くないものの、事故件数が多い製品について、「製造年」「設計上の標準使用期間」「経年劣化についての注意喚起」の**表示が義務化**されました。

## 長期使用製品安全表示制度における対象者とその義務について


### ■対象者

電気用品のうち扇風機、電気冷房機(エアコン)、換気扇、電気洗濯機(洗濯乾燥機を除く)、テレビジョン受信機(ブラウン管テレビに限る)の5品目について、製造または輸入を行っている事業者。

### ■義務 違反→命令→販売禁止→罰則・併科あり

「電気用品の技術上の基準を定める省令」に追加された技術基準の表示項目(下図の表示)を機器本体の見やすい箇所に表示しなければなりません。

#### 表示サンプル

	<p>【製造年】 20XX 年 【設計上の標準使用期間】 △△年 設計上の標準使用期間を超えて使用されますと、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります。</p>
---	---

### 販売事業者等の皆さまへ



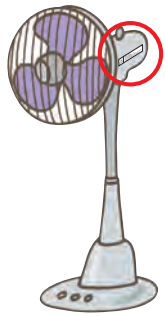
制度や標準使用期間について、お客様にしっかりと説明することが、長期使用製品の経年劣化による事故防止につながります。店頭等での販売時には、お客様への周知徹底にご協力をお願いいたします。

### 消費者の皆さまへ

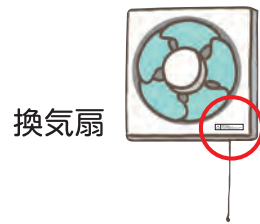


平成21年4月1日以降に製造または輸入された対象製品について、表示がされています。標準使用期間が過ぎたら、異常な音や振動、においなど製品の変化に注意しましょう。

## 表示制度の対象製品



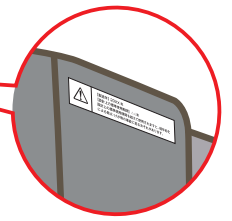
扇風機



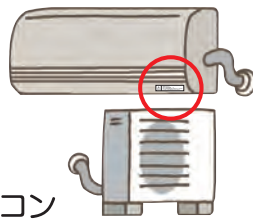
換気扇



ブラウン管テレビ



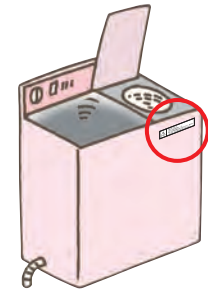
表示イメージ



エアコン



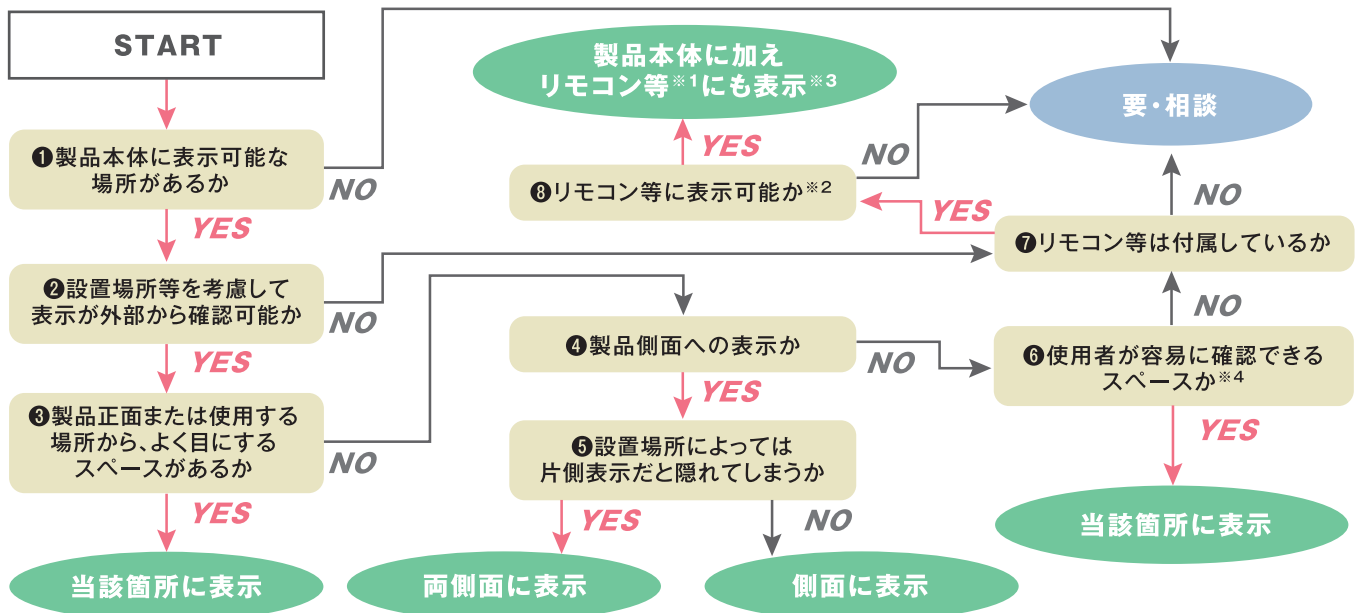
全自動洗濯機



2槽式洗濯機

※洗濯機とは、電気洗濯機と一体となっている電気脱水機を含みます。また、乾燥装置を有するものを除きます。

## 製品への表示場所について



※1 リモコン等とは、リモコン、壁等に据え付けるスイッチ、その他の使用者がよく目にし、かつ、長期間交換等が想定されていない付属品等が考えられる。

※2 リモコン等に十分な表示スペースがない、あるいはリモコン等と製品本体が対応していないため製造年や標準期間が明記できない等が判断基準となる。

※3 本体に表示するとともに、リモコン等にも最小限の情報として「本体の表示」や「取扱説明書」を見るよう促す旨を記載すること。

※4 高い場所に設置する際の製品下面、目線より低い場所で使用される際の上面、その他の製品使用時によく目にする場所等が該当。

## 資料ガイド

以下の資料を、下記の経済産業省ホームページより入手できます。

URL

[http://www.meti.go.jp/product\\_safety/producer/shouan/07kaisei.html](http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/07kaisei.html)



[http://www.meti.go.jp/product\\_safety/index.html](http://www.meti.go.jp/product_safety/index.html)

長期使用製品安全点検・表示制度が始まります  
(平成21年4月1日から)

詳しくはここをクリック!

### 本制度に関する資料

- ・長期使用製品安全点検・表示制度のリーフレット(2009年版)
- ・長期使用製品安全点検・表示制度のパンフレット(2009年版)
- ・長期使用製品安全点検・表示制度ガイドライン
- ・個人情報の取扱いに関するガイドライン
- ・OEM生産品・PB品の取扱いに関するガイドライン

### リーフレット



### 本制度に関する規程類

- ・改正消費生活用製品安全法
- ・改正消費生活用製品安全法施行令
- ・経済産業省関係特定保守製品に関する省令 等

【長期使用製品安全点検・表示制度の問い合わせ先】経済産業省またはお近くの経済産業局にお問い合わせください。

経済産業省 商務流通グループ 製品安全課	〒100-8901 千代田区霞が関1-3-1	<a href="http://www.meti.go.jp/">http://www.meti.go.jp/</a>	03-3501-4707(直)
北海道経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室	〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1	<a href="http://www.hkd.meti.go.jp/">http://www.hkd.meti.go.jp/</a>	011-709-1792(直)
東北経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1	<a href="http://www.tohoku.meti.go.jp/">http://www.tohoku.meti.go.jp/</a>	022-221-4918(直)
関東経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	<a href="http://www.kanto.meti.go.jp/">http://www.kanto.meti.go.jp/</a>	048-600-0409(直)
中部経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2	<a href="http://www.chubu.meti.go.jp/">http://www.chubu.meti.go.jp/</a>	052-951-0576(直)
近畿経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44	<a href="http://www.kansai.meti.go.jp/">http://www.kansai.meti.go.jp/</a>	06-6966-6098(直)
中国経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30	<a href="http://www.chugoku.meti.go.jp/">http://www.chugoku.meti.go.jp/</a>	082-224-5671(直)
四国経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	<a href="http://www.shikoku.meti.go.jp/">http://www.shikoku.meti.go.jp/</a>	087-811-8526(直)
九州経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1	<a href="http://www.kyushu.meti.go.jp/">http://www.kyushu.meti.go.jp/</a>	092-482-5523(直)
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第二地方合同庁舎2号館9階	<a href="http://ogb.go.jp/move/">http://ogb.go.jp/move/</a>	098-866-1731(直)